

高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則

平成16年9月22日
規則第401号

最終改正 令和7年3月15日規則第82号

(設置)

第1条 高知大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人高知大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、高知大学倫理・人権・苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、男女共同参画社会基本法、国立大学法人高知大学職員就業規則、国立大学法人高知大学職員倫理規則及び国立大学法人高知大学ハラスメント・性暴力等の防止等に関する規則等の趣旨に則り、本学職員としての職務の公正・信頼確保及び人権が尊重されるキャンパスの実現を目的として、これらの基本的な施策の立案・企画・調整等を行うと共に、職員からの倫理・人権又は労働条件等に関する苦情処理を行うものとする。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 国立大学法人高知大学職員倫理規則等に規定する職員が遵守すべき倫理原則に関する事項
- (2) 男女共同参画に関する事項
- (3) ハラスメント・性暴力等の防止等に関する事項
- (4) その他倫理・人権に関する事項

2 委員会は、次の各号に掲げる事項についての苦情処理をつかさどる。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 就業規則及びその他本学の諸規則の適用及び解釈に関する事項
- (3) 労働条件に係る法令の適用及び解釈に関する事項
- (4) その他労働条件に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全・安心機構長
- (2) 安全・安心機構倫理・人権部門長

- (3) 各学系から選出された教員 各2人
 - (4) センター連絡調整会議から選出された教員 1人
 - (5) ハラスメント・性暴力等防止委員会委員長
 - (6) 総務部長
 - (7) 学長が指名する学外者（複数人）
 - (8) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、安全・安心機構長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（幹事会の設置）

第7条 委員会に、相談案件等の対応を審議するために幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会委員の中から次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 安全・安心機構長
 - (2) 安全・安心機構倫理・人権部門長
 - (3) ハラスメント・性暴力等防止委員会委員長
 - (4) 総務部長
 - (5) 委員長が指名する学外者 1人
- 3 幹事会に幹事長を置き、安全・安心機構長をもって充てる。
- 4 幹事会は、相談案件等について審議し、すみやかに対応を決定し、所要の措置をとるものとする。
- 5 前項における措置については、委員会に報告し、状況により委員会で審議するものと

する。

- 6 幹事長が必要と認めたときは、幹事会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(学部長等への措置の委任)

第8条 委員会は、相談案件等の措置について、学部長等へ委任することができるものとする。

- 2 学部長等は、委任された前項の措置について速やかに対応すると共に、経過等について委員会に報告するものとする。

(ハラスメント・性暴力等防止委員会の設置)

第9条 委員会に、ハラスメント・性暴力等防止に関する啓発等を行うため、ハラスメント・性暴力等防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

- 2 防止委員会については、別に定める。

(ハラスメント等調査委員会の設置)

第10条 委員会は、調査が必要と判断した場合には、ハラスメント等・性暴力等の事実関係を調査するため、ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会については、別に定める。

(ハラスメント等相談窓口)

第11条 委員会は、ハラスメント・性暴力等及びその他苦情に関する相談、助言、救済と対応のため、ハラスメント等相談窓口を設置する。

(相談員)

第12条 相談員は、学長が指名し、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各学部の基幹教員 各3人以上
 - (2) センター連絡調整会議において選出された教員 1人以上
 - (3) 保健管理センターの基幹教員 1人以上
 - (4) 事務系職員 3人以上
 - (5) 医療系職員 1人以上
 - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 2 相談員は、複数の女性を含むものとする。
- 3 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の任務)

第13条 相談員の任務は、申立者に対するハラスメント等・性暴力等に関する相談、助言、救済とし、相談者のプライバシーを厳守しなければならない。

2 相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

3 相談員は、第1項の相談等については、幹事会に報告しなければならない。

(調査報告への対応)

第14条 委員会は、調査委員会から報告を受け、審議を行う。

(学長への報告)

第15条 委員会及び幹事会の審議については、その都度、学長に報告するものとする。

(役員会への具申)

第16条 委員会の審議については、役員会に具申するものとする。

(人事委員会への報告)

第17条 労務及び人事に関する相談案件の審議については、委員会は、高知大学人事委員会へ報告するものとする。

(防止委員会への報告)

第18条 ハラスメント・性暴力等に関する相談案件の審議については、委員会は、防止委員会へ報告するものとする。

(事務)

第19条 委員会に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年7月26日規則第22号)

この規則は、平成18年7月26日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第82号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 25 日規則第 43 号）

この規則は、平成 25 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 28 日規則第 17 号）

この規則は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 15 日規則第 62 号）

この規則は、令和 7 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 15 日規則第 82 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前から指名されている相談員は、この規則による改正後の高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則により指名されたものとみなす。